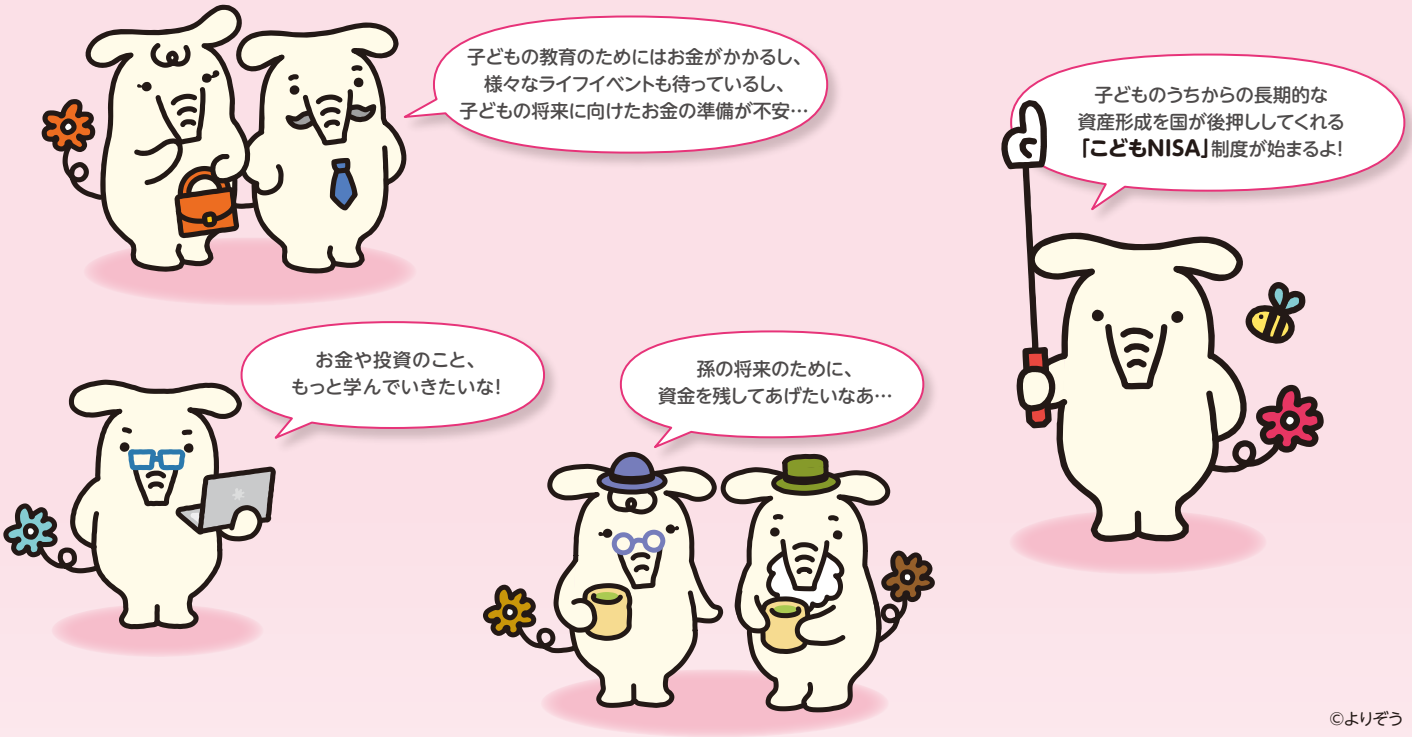
お子さまの未来を応援

2027年から「こどもNISA」制度が始まります！



©よりぞう

お子さまの教育資金や長い人生に備えて、
お子さま自身のお金の準備をはじめませんか？

まずは、JAバンクの窓口までご相談ください！

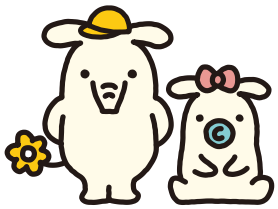
※こどもNISAをご利用いただくためには、お近くのJA店舗にご来店いただき、お子さま名義のJA（投資信託取扱いJA）普通貯金口座に加え、お子さま名義のこどもNISAの資金管理専用の普通貯金口座と、NISA口座の開設が必要となります。NISA口座の開設につきましては、2027年1月4日から可能となります。

制度の概要やポイントは中面をチェック！➡

JAバンク

「こどもNISA」制度とは？

税制改正により**2027年1月から開始**される**「こどもNISA」**は、**0歳から17歳の子ども**が**年間60万円、合計600万円**を上限に**非課税で投資できる**という**新しい税制優遇制度**です。**子どもの将来**のために**資産を増やしたい**と考えている方は、**ぜひ活用したい仕組み**です。



	つみたて投資枠		成長投資枠
新設！	こどもNISA	現行制度	現行制度
対象年齢	0-17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円 → 自動的に移行	1,800万円	1,200万円
非課税保有期間	無制限	無制限	
投資対象商品	金融庁の基準を満たした長期の積立・分散投資に適した投資信託	金融庁の基準を満たした長期の積立・分散投資に適した投資信託	上場株式・投資信託等
買付方法	積立投資	積立投資	通常の買付・積立投資
払出制限	一定の要件の下、12歳以降は払い出し可能	制限なし	制限なし

【注意事項】本資料は令和8年8月現在公表されている各種情報に基づいて作成しており、今後予告なく変更になる可能性がございます。

こどもNISA制度の3つのポイント!

①つみたて投資枠の対象年齢の引き下げ

現行NISAでは18歳以上が対象でしたが、**「こどもNISA」**では、**0歳から17歳の子ども名義でNISA口座を開設**できるようになり、**つみたて投資枠の利用が可能**となります。
親の非課税枠とは別に、**お子さま名義で新たな非課税枠を確保**でき、**家族全体で利用できる非課税枠を拡大**することが可能です。



②現行NISAへの自動移行

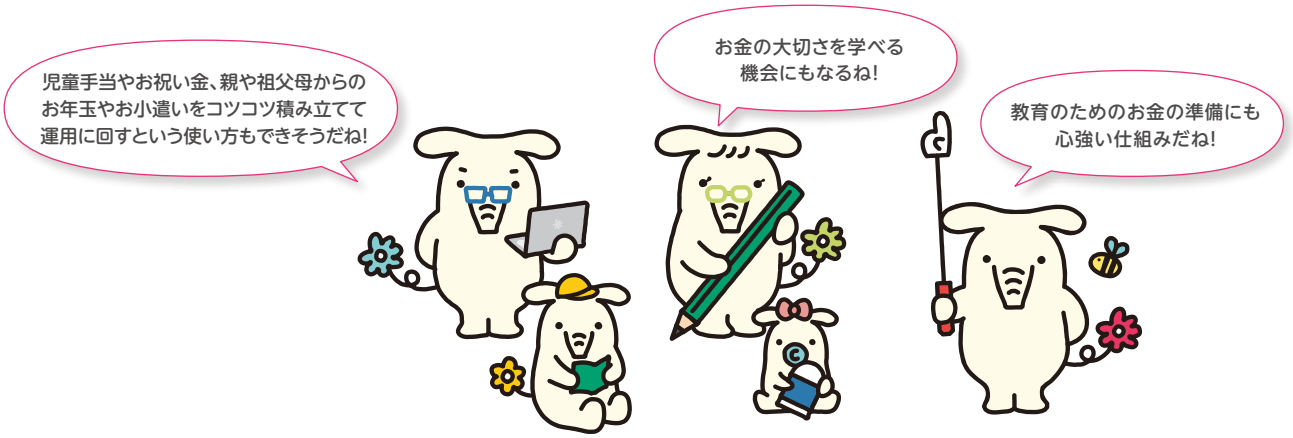
「こどもNISA」で投資した資産は、**18歳になると現行NISAのつみたて投資枠に自動的に移行**されます。**非課税期間も現行NISAと同様に無期限**となっており、複利効果を活かして**長期的な資産形成も可能**となります。



③比較的柔軟な払出制限

かつて存在した「ジュニアNISA」制度では、18歳になるまで原則引き出し不可との制限がありました。
「こどもNISA」では、**子どものための教育資金の用途**であることや、**子ども本人の同意**と**金融機関への必要書類の提出**等一定の要件を満たすことで、**12歳以上から引き出しが可能**となります。





※暦年贈与について、その年に贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円以下であれば、原則として贈与税はかかりません。ただし、あらかじめ定期的に贈与すること(例:合計500万円を毎年100万円ずつ5年間で贈与する)を約束されている場合などは、贈与税の申告や納付が必要となる場合があります。贈与契約書等の書面による記録を残しておくことが税務面において望ましいとされています。贈与税等の記載に関しては一般論を述べているに過ぎず、税務の取扱いについて断定的な判断を提供するものではありません。具体的な税法上の取扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。

Q&A

Q こども共済（学資保険等）とはどのような点が違いますか？
A 主な違いは以下のとおりです。

	こども共済（学資保険等）	こどもNISA
主な税制等のメリット	生命保険料控除の対象 契約者死亡の場合は原則掛金免除	運用益が非課税
元本保証	原則として保証あり（満期時）	なし（元本割れのリスクあり）
途中引き出しの柔軟性	途中解約の場合、解約払戻金が 元本を下回る場合あり	一定の要件の下、12歳以降は払い出し可能
インフレ耐性	物価上昇には弱い	運用成績によってはインフレを上回る可能性もあり

Q 1人がこどもNISA口座を複数開設することはできますか？
A 1人1口座しか開設することができません。

Q こどもNISA口座は金融機関の変更はできますか？
A 18歳に到達するまでは、金融機関の変更は原則できません。（変更をする場合は、こどもNISA口座を廃止し、これまで非課税とされた配当等や譲渡益について課税されたうえで、別の金融機関等に新規開設することとなります。）

Q 資金拠出方法に制限はありますか？
A こども本人の名義の銀行口座からこどもNISA口座への振替・振込、またはこども本人もしくは法定代理人からの窓口での現金入金に限られる予定です。

Q こども名義の貯金口座開設は誰が手続きすることができますか？
A 原則として、法定代理人（親権者または未成年後見人）となります。印鑑届への法定代理人の署名捺印（親権者の場合は父母両方のもの）と、こども本人の戸籍謄本等または親権者と判断できる確認資料のご提出が必要となります。

投資信託に関してご留意いただきたい事項

投資信託は貯金等・共済契約ではありません。
投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。
JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。
投資信託運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。
一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。
投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等は、ファンド・購入金額により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

購　入　時：購入時手数料がかかるファンドがあります。
運用期間中：運用管理手数料（信託報酬・管理報酬等）が日々信託財産から差し引かれます。
換　金　時：信託財産留保額がかかるファンドがあります。また外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。

お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただき、内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

NISAに関してご留意いただきたい事項

NISA口座は同一年において1人1口座だけ開設できます。複数の金融機関で開設はできませんのでご注意ください。ただし、金融機関の変更は可能です。
18歳未満のNISA口座は、1人1口座（一金融機関に限る）しか開設できず、金融機関の変更は原則できません（変更をする場合は、口座を廃止し、これまで非課税とされた配当等や譲渡益について課税されたうえで、別の金融機関等に新規開設することとなります）。
また、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、原則として18歳未満のNISA口座からの払出しはできません。ただし、災害、疾病等のやむを得ない事由による払出し（この場合は18歳未満のNISA口座が廃止されます）、またはその年3月31日において12歳である年以降に、口座開設者の教育費や生活費に充てることを金融機関等に届け出た場合は非課税で払出しができます。
なお、口座開設者がその年1月1日において18歳の年を迎えると、成人後のNISA口座へ自動移行されます。
NISA口座の申込書が複数の金融機関にそれぞれ提出されると、税務署における確認に時間を要し、NISA口座の開設に相当の期間を要する場合や、NISA口座が開設できない場合があります。
口座開設の手続き・留意事項はJA窓口でお尋ねください。
NISA口座や課税口座の開設に関する最終的な判断はお客さまご自身で行っていただきますようお願いします。
具体的な税法上の取扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。

連絡先

セレサ川崎農業協同組合
登録金融機関
関東財務局長(登金)第331号



2026年9月版